

バイオマス活用推進基本法（抜粋）

（平成 21 年 6 月 12 日法律第 52 号）

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

第三十三条 政府は、関係行政機関（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。